設計業務の最低制限価格の取扱いについて

設計業務の最低制限価格について、次のとおり取り扱う。

１．算定方法

(1 の制限割合と(2)のランダム係数を算出し、(3)により最低制限価格を算定する。

(1)制限割合：１０分の８．１（一律）

(2)ランダム係数の算出

●算定時期：ランダム係数は、対象業務の開札後に算出する。

●算出方法：入札書に記載した任意の３桁のくじ番号の総和を１１で除し、余りを求める。求めた余りに０．００１を乗じ、１．０００を加えて得た値をランダム係数とする。

●ランダム係数の範囲：１．０００ ≦ ランダム係数 ≦ １．０１０（小数点以下第３位まで）

(3)最低制限価格の算定

●算定式：予定価格 × 制限割合 × ランダム係数 ＝ 最低制限価格

●算定イメージ

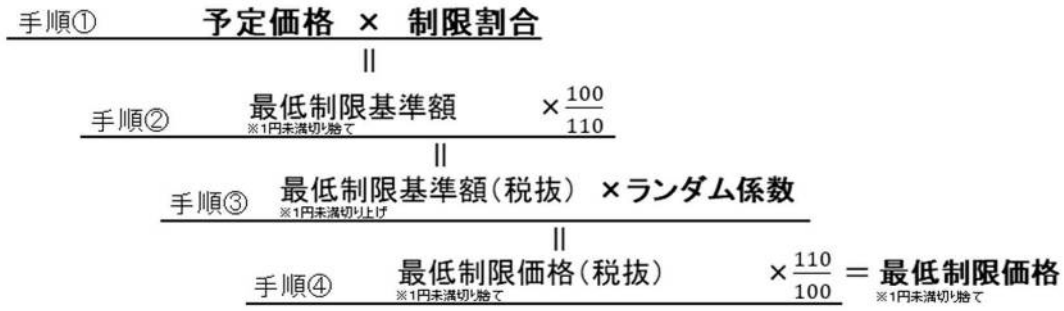

●算定手順 ※（ ）内は１円未満の端数がある場合の処理

手順①：予定価格に制限割合を乗じて得た額を最低制限基準額とする。(切り捨て)

手順②：最低制限基準額に１１０分の１００を乗じて得た額を最低制限基準額（税抜）とする。(切り上げ)

手順③：最低制限基準額（税抜）にランダム係数を乗じて得た額を最低制限価格（税抜）とする。(切り捨て)

手順④：最低制限価格（税抜）に１００分の１１０を乗じて得た額を最低制限価格とする。(切り捨て)